

総社市立池田小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校では、日常生活の中で、ちょっとしたからかいや呼び捨てなどはある。それがいじめに繋がっていくことがないように、小さなことから人権に対して敏感になっていく必要がある。また、ささいな兆候や情報であっても教職員間で情報を共有し、いじめに繋がる言動を積極的に認知し、早期対応に努め、児童の健全な成長につなげていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめはどの子にも起こりうる身近で深刻な問題であるという認識に立ち、互いに認め合い支え合い高め合う関係を築くことができるよういじめの起きない風土づくりに努める。
 ・防止対策は全ての児童がいじめを行わずまたいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためいじめによる影響や児童のいじめに対する理解を深めることをめざす。
 ・いじめ問題は、学校、保護者、地域が信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組むことで解決できる問題であるとする。

＜重点となる取組＞
 ・未然防止…教職員の資質向上、心の通う人間観の構築、ストレスに適切に対処する力、自己有用感や充実感を感じられる学校づくり、学習規律の定着、情報ネットモラルに関する児童・保護者への啓発
 ・早期発見…教職員や保護者などの大人がささいな変化に気付く力の向上、アンケート調査や教育相談の実施、SNS等の利用実態の把握と指導
 ・いじめへの対処…教職員の組織的な対応と関係機関との連携、いじめられた児童とその保護者への支援、いじめた児童への指導とその保護者への指導・助言、解消後の継続的な指導、いじめ対応マニュアルの周知徹底

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
 ・基本方針や年間計画は、学校評議委員会やホームページ等で公開し、保護者や地域と連携するきっかけとする。
 ・いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感の育成に努める。また、いじめ防止の取り組みを学校と連携して取り組むこと、悩みを相談できる良好な親子関係づくりの大切さなどを啓発し、保護者や地域の責務について理解を得る。

学 校

生徒指導（いじめ対策）委員会

＜対策委員会の役割＞
 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
 ＜対策委員会の開催時期＞
 ・年3回開催（各学期ごと）必要に応じて開催
 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
 ・直後の終礼で全職員に周知。緊急の場合は臨時職員朝礼等で伝達。
 ＜構成メンバー＞
 ・校外 スクールカウンセラー等
 ・校内
 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部員

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
 ・市教育委員会
 ＜連携の内容＞
 ・月例報告等による情報共有
 ・保護者支援のためのSC等の派遣
 ＜学校側の窓口＞
 ・生徒指導主事
 ＜連携機関名＞
 ・総社警察署
 ＜連携の内容＞
 ・非行防止教室の実施
 ・連絡会議や日常的な情報交換
 ＜学校側の窓口＞
 ・生徒指導主事

学校が実施する取組

① 未然防止	<p>（教職員の資質向上） ・対策委員会、職員会議、生徒指導部会、情報交換会（毎週水曜日）などで、基本方針の考え方と実際の運用方法について共通理解を図り、いじめについての問題意識を高める。 ・学級経営・学習指導の指導力の向上を図り、いじめの起きにくい学級風土づくりにめざす。 ・いじめの未然防止に向けて、日頃から生活規律や学習規律の指導力の向上を図り、児童の適切なコミュニケーション能力を育む。</p> <p>（児童の人権意識、自己指導能力の育成） ・いじめについて考える週間、なかよし人権週間の活動を充実させ、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組むことができるように支援する。 ・警察と連携し非行防止教室（小・小連携で中央小学校と同時実施）を実施することで、善悪を判断する力を育てる。</p> <p>（互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり） ・ピアサポート、SEL、協同学習を活かした学級経営や学習指導の取り組みを進め、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う関係を築く。</p> <p>（ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成） ・総合的な学習の時間や外部機関による携帯安全教室を利用して、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるために情報モラルについて学習する。</p>
② 早期発見	<p>（教職員による観察や情報交換） ・情報交換会（毎週水曜日）や教職員同士の日常的な会話などを通して、ささいな兆候や情報であっても気にとめ、早期発見に努める。</p> <p>（定期的なアンケート調査等の実施） ・学校生活アンケートを年4回行い、教育相談等に活かしたり、計画的にいじめの早期発見を図ったりする。</p> <p>（校内の教育相談体制の活用） ・児童を対象とする教育相談について、教員研修をするなどしてより児童の心に寄り添い、計画的にいじめの早期発見を図る。 ・教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、いじめを相談しやすい信頼関係づくりが心がる。 ・児童・保護者などを対象とするカウンセリングの周知を図る。</p> <p>（SNS等の利用実態の把握と指導） ・ネットパトロールを利用し、定期的なSNS等の問題のある利用実態を監視する。 ・SNS等の利用実態を把握し適切に対処する。</p>
③ いじめへの対処	<p>（いじめの発見や相談を受けたときの対応） ・いじめの訴えを受けたり可能性が疑われたりするときには、速やかに情報収集し、生徒指導部会を中心としたチームでいじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>（教職員の組織的な対応と関係機関との連携） ・対策委員会を核として、複数の教職員により丁寧な事実関係の把握を行う。得られた情報は複数で判断しながら、いじめへの組織的な対応を行う。 ・いじめ対応マニュアルの周知徹底を図り、状況に応じて専門家の協力を仰ぎながら、迅速で適切な対応ができる体制を整える。</p> <p>（いじめられた児童とその保護者への支援） ・いじめが確認された場合、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行い、安心して学校生活を送れるよう最善を尽くす。</p> <p>（いじめた児童への指導とその保護者への助言） ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p> <p>（いじめ解消後の継続的な指導） ・いじめを一過性の問題と考えず、複数の教職員で観察したり保護者の協力を得たりしながら継続的に指導する。</p>